

農地の適正管理について(お願い)

農地の権利を有する方は「農地を農地として利用する責務」があります。
周辺農地の作物栽培等に迷惑をかけることのないように、農地の適正な利用・管理にご協力をお願いします。

遊休農地が発生すると・・・



病害虫の発生



産業廃棄物等の不法投棄



鳥獣害の発生



雑木・雑草の繁茂



火災の発生

農地は荒らさず耕作しましょう！

農地の権利を有する者は・・・

「農地を農地として利用する責務」があります！

※自ら耕作できない等、農地の利用でお悩みの方はお早めに、各地区の農業委員や最適化利用推進委員、または農業委員会事務局にご相談下さい。

問合せ先：農業委員会 (098-968-4717)